会議

午前10時 0分開議

議長(増田 清君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(増田 清君) ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。 事務局長補佐(須田信輔君) 朗読いたします。

下総庶第89号。平成20年6月30日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年6月下田市議会定例会議案の追加申し出について。

このことについて、平成20年6月、下田市市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、 申し入れます。

記

議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第4号)

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまから議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、 委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 7分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日市長から提出されました議第49号 下田市一般会計補正予算(第4号)について、議 案の追加申し出があります。

この際、議第49号を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

お諮りいたします。

議第49号を日程第7の3)の次に7の4)として追加することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、議第49号は日程第7の3)の次に7の4)として追加することに決定をいたしま した。

諮第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長(渡辺 優君) それでは、諮第1号の件につきましてご説明をさせていただきます。 本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっております。 また、第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を 有する住民で人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中 から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと なっております。委員は5人おりまして、任期は3年でございます。

今回推薦をいたしたい方は、下田市箕作618番地の1、宮川元明さんでございます。年齢は、昭和12年12月14日生まれ70歳で、重任でございます。

なお、現在の任期は、本年12月31日まででございます。

宮川さんは、昭和36年3月、静岡大学教育学部を卒業され、昭和36年4月、静岡県河津町立河津西中学校に奉職されました。その後、賀茂郡内の小・中学校を歴任され、平成10年3月退職されました。退職後、平成10年4月、下田市箕作の龍巣院住職、平成11年9月より人権擁護委員となられ、平成13年4月、下田市行政協力員を得て現在に至っております。人権擁護委員としては適任でありますので、重ねてご推薦するものでございます。ぜひともご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 質疑がないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原 案のとおり適任とすることに決定をいたしました。

議第40号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第40号 教育委員会委員の任命についてを議題 といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長(渡辺 優君) それでは、議第40号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員の任命に関する件でございまして、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

次に、任命いたしたい方でございますが、住所は下田市旧岡方村692番地の55、氏名は野

田光男さんでございます。生年月日は、昭和22年8月7日生まれで60歳でございます。

次に、提案理由でございますが、教育長であります高橋正史委員が、一身上の都合によりまして任期途中の平成20年7月10日をもちまして退職となりますので、委員に欠員が生ずるため、新たに補欠の委員を任命するについて、議会の同意をお願いするものでございます。

野田さんは、旧下田町の出身で、昭和46年3月に静岡大学教育学部を卒業され、同年4月に伊東市立対馬中学校教諭として勤務され、以来賀茂郡東伊豆町立熱川中学校、下田市立稲梓中学校に勤務され、平成4年4月に賀茂郡河津町立西小学校教頭に任命され、平成6年4月に下田市立稲生沢小学校教頭、平成8年4月に静岡県東部教育事務所管理主事に転任、平成10年4月に下田市立浜崎小学校校長に就任されました。その後、平成12年4月に下田市立下田東中学校校長に就任、平成14年4月に東伊豆町立稲取中学校校長に就任、平成17年4月に下田市立下田中学校校長に就任され、本年3月31日付をもちまして定年退職されました。

野田さんは、人格高潔、誠実で指導力があり、教育文化に関し識見豊かな方であり、これまでの奉職歴等を通じて人望が厚く、本市の教育行政に大変情熱を持っておられ、教育委員会の委員として適任者でございます。

なお、野田さんの任期につきましては、前任者の残任期間であります平成23年7月20日までとなりますことを申し添えます。

以上のことから、ぜひとも議会のご同意をいただきますよう、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

11番(土屋誠司君) 教育委員の任命については人事ですけれども、この前からも言わせてもらっていますけれども、地方教育制度基本理念の1つに、教育行政には適切に民意を反映させる必要があり、委員には教育の専門家であるよりも、民意を代表するに足りる信望を負っていることを期待されて教職以外の人選をすべきと私は再三指摘してきましたが、今回も教職経験者の選出をしてきたことは非常に残念です。これは、教育制度基本理念の無視ではないかと思います。

そこで、伺いますけれども、この先生は教育を受けている子供の保護者であるかどうか、 また現教育委員に保護者はいるのかどうかを伺います。

議長(増田 清君) 番外。

副市長(渡辺 優君) 教育委員5人いるわけでございますが、教育委員の選任同意の議案のたびごとに議員からもこのような意見が述べられております。そのたびごとに答弁をさせていただいております。議員の言われるとおり、教育の専門以外の方々も当然に入ることが教育行政を的確に執行するためには必要であるということは十分承知している中で、現在5人の委員につきまして、再度その方々を紹介させていただきますと、まず教育委員長につきましては富永さんでございまして、先ほども申しておりますように、教育畑出身ではなくて、福祉にも造詣の深い方でございます。それから、外岡澄子さん、それから山本祐子さん、2人につきましては女性でございまして、やはりこの方々も教育畑出身ではなくて、純然たる行政の出身者、また民間の活動をしているいろいろな面での実績を上げている方でございます。そして、もう1人、藤井忠さんにつきましては、この方は教育出身者でございまして、今の高橋教育長等を含めまして、教育畑の出身者が2名、それから民間関係するところもございますが、行政も含めまして3名という、男性が3名、女性が2名ということで、大変下田市の教育委員の構成はバランスのとれた構成になっているかと思います。そういうことで、今回教育畑出身の教育委員の後任に、やはり教育畑出身の教育委員をお願いするというものでございまして、議員の言われていることも十分わかることでの人選でございます。

それから、現在の教育委員の方々が保護者になっているかということです。富永さんがなっているということで、あとの方々は相当年も召されておりますので、現実的には今の保護者にはなっていないことでございます。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 富永さんは、小学校か中学校におられるんですか。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) 富永さんのお子さんにつきましては高校生でございます。 議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) それでは、地方教育行政の組織運営に関する法律の一部改正の法律ですね。4条の4項を読み上げますけれども、地方教育団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業などに著しい偏りが生じないように配慮することとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとあります。この保護者とはこの教育行政の小・中学校の保護者だと思いますけれども、ならないとなっています。それで、この法律は、本年の20年4月施行の留意事項の中に、教育における地方分権の推進に、教育委員の保護者の選任について義務化がされました。保護者の意向

が教育行政に適切に反映されるようにする趣旨として、当該地域で教育を受けている子供の 保護者の意向が反映できるようにすること。2として、地方公共団体の長は、委員の任命に 当たっては、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならないとなっております。 したがって、改正法施行の際に、委員のうち保護者である者が含まれていないことや、保護 者であった委員が任期中に保護者でなくなり、委員のうちに保護者である者が含まれなくな ったことをもって直ちに違法とするものではないということです。

それと、3項として、改正法施行の際、委員のうちに保護者であるものが含まれていない教育委員会を置く地方公共団体の長にあっては、改正法施行平成20年4月1日以後初めて委員を任命する際に、保護者である者を委員に任命することが必要であること。また、保護者にあった委員が任期途中で保護者でなくなり、委員のうちに保護者である者が含まれなくなった場合には、その後初めて委員を任命する際に保護者である者を任命する必要があるということとされております。

よって、この議案は撤回し、再提案をするべきと思います。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) 今、議員ご指摘の保護者の解釈なんですが、小・中の保護者 という解釈ではございません。

〔発言する者あり〕

学校教育課長(名高義彦君) すいません。保護者の規定につきまして、親権を行う者及び 未成年後見人を言うということになっておりまして、親権を行う者というのが保護者の見解 でございます。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) 11番、手挙げていいですから、質問してください。

11番。

11番(土屋誠司君) これは、下田市の教育行政に反映するためであって、高校生じゃだめだし、いわゆる親権者というか、未成年というか、そういうものじゃなくて、下田市の教育......

〔発言する者あり〕

11番(土屋誠司君) 中学校から幼稚園の範囲が教育行政の中ですよ、下田市の。その中に保護者がなかったらまずいんじゃないですか。そのことを言っているんです。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) 保護者につきましては保護者の代表ということでとらえておりまして、幼稚園から小・中の保護者でなければならないというふうにはとらえておりません。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 教育委員はそう言っているかもしれないですけれども、確かめてくださいよ。確かめたんですか。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) 確かめてはございませんが、そういうふうに解釈をしております。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) 暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時46分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

学校教育課長(名高義彦君) どうも貴重な時間を費やしまして、非常に申しわけなく思っております。

解釈につきましては、親権を行う者ということで、高校生の親でもいいということでございますが、今後教育委員の任命に当たりましては、できるだけ下田の持っている幼・小・中の保護者というような方をできるだけ選任させていただくようなことで今後対応させていただければというふうに思います。

以上です。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 高橋教育長の一身上の都合でこの教育委員の任命ということが持ち上がったと、こういう説明でありますが、高橋教育長については、ご案内のように、浜崎幼稚園、あるいは稲梓幼稚園の廃止と下田幼稚園の統合、それから今また稲梓中と稲生沢中の廃止、新設中学校の建設をするんだと。こういう学校教育を取り上げただけでも、大変下田市

政にとっても大きな課題を手がけてきた最中であると私は思うわけであります。この高橋教育長は、途中でその自らの課題を投げ出すような人ではないと、こう確信をしているわけでありますが、市長及び副市長は高橋教育長への慰留をされたのかと。何かちまたのうわさによりますと、大分前から高橋教育長がおやめになるというようなうわさをちまたで聞くと、こういう事態も生じていようかと思うわけですが、そこら辺の事情について、市長及び教育長にお尋ねしたいと。高橋教育長をどのように評価をされてきたのかと、慰留をしたのかと、この2点でございます。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 高橋教育長のほうからは、先ほどやめられる理由として一身上の都合ということでございます。ご本人からそのような申し出がありまして、とりあえず引き続きというお願いを当然するのが当然我々任命権者であります。しかしながら、ご本人の退職という意思が強いということで、今回の提案に至ったということでございます。大変長い間教育行政の中でしっかり下田のかじ取りをやっていただいたということについては大変評価をしておりますし、感謝を申し上げたいと、このように思います。

議長(増田 清君) 番外。

教育長(高橋正史君) 今回の辞職については、私の一身上の都合で辞表を提出させてもらいました。職務の継続とか引き継ぎについては、少しの支障もないように努めるつもりです。 どうぞよろしくお願いします。

議長(増田 清君) いいですか。

ほかに質疑ありますか。

5番。

5番(鈴木 敬君) 教育委員会の委員の任命に関しましては、私はこれまでも何度も教育委員になろうとする方の教育に対する考え方を我々議員としても知っておく必要があるというふうなことをたびたびこの場においても訴えてきました。教育というのは国の根幹をなす事業であり、国のこれからを担っていく人材、また地方、下田の町をこれから担っていく若者を育てる大事な事業であります。その事業に携わる人がどのような形で教育について携わってきたのか、また教育についてどのような考えをお持ちなのかということを知っておくことは、私たちとしてもどうしても必要なことであるというふうなことをたびたび申し上げてきました。

特に、この間、教育に関してはさまざまなニュースが新聞紙上に出ています。例えば、教

材費の問題、これも先日の議会において一般質問においても出ました。教材費に交付税措置されている教材費が十分にはその分だけ使われていない。3分の1ぐらいはほかのほうに利用されているのでないか。特に、下田市においては実際には12%ぐらいしか使われていないんじゃないかという問題だとか、あるいは図書館の本も足りないと。図書館の本として交付税措置されている中でも、実際には小学校、中学校の中でも30%か40%ぐらいしか使われていないとか、あるいは耐震化の問題、そのほかにもさまざまなことが新聞紙上でニュースとして載っております。また、ただいま問題となった教育委員会に関しても、県の教育委員会は小学校、中学校、高校までも教育委員会一緒にしてしまおうというふうな方針を出しているということで、教育委員会自体も流動的であり、これからどのような形で今の教育行政の中で教育委員会としての役割をしていくのかというふうなことが日々問われていくんだと思います。

そのような中で、新たに教育委員、また今回の教育委員は単に教育委員ではなくして、おやめになられる高橋教育長の後任者として一応想定されているお方であります。そのような人がどのような、これから教育委員会をどういうふうにしていくのかというふうなことを知っておくのは我々にとっては絶対必要なことであるというふうに思います。それを何らかの形で、あるいは教育基本法改正についてどう思うか、あるいは教育委員会についてこれからどういうふうにしたいと思っているのか等々のことを1項目でも2項目でもいいですから、その本人の気持ちを確認させてほしいと、考えを確認させてほしいというようなことは言っておるんですけれども、なかなかそこら辺のところが信教の自由だとかいろいろなところで難しいよというふうなことであります。であるならば、その教育委員を指名なされた行政の長である市長は教育問題についてどのように考えているのか、教育基本法の改正についてどのように考えているのか、教育基本法の改正についてどのように考えているのか、教育基本法の改正についてどのように考えているのか、教育基本法の改正についてどのように考えているのかというふうなところの基本的な教育に対する見解、市長の見解をまず聞いておかなければならないのではないのかというふうに思います。そこら辺で市長のお考えをお聞きします。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 今回の議案のほうは、教育委員の任命についての提案でございます。 当然のことながら、鈴木議員のほうから毎回このようなご指摘を受けていることは承知の上 で今回任命をさせていただきました。

教育委員の任命をする場合には、先ほど副市長のほうから話がありましたように、まず人

格の問題があろうかと思います。高潔、それから教育、学術、文化、こういうものに識見を有する者ということで、当然のことながら、今回任命をさせていただいた方とは副市長を踏まえて十分なお話をさせていただきました。その中で、ご本人が時間をかけて自分の教育委員としてできるかどうかというような問題も考えた末のご決断をいただいて、ご返事をいただいて今回提案をさせていただいているものでございますので、まずその辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 新たに教育委員になろうとされる方の人格とかそういうふうなもの、個人的なそういう資質について、私も生まれが割と近くだったので、それとなくは存じておりますし、そこら辺について特別問題どうのこうのではなくして、またこれまでその方が教育界の中で果たされてきた役割等々についても、そこら辺について、校長をなされたというふうなことについてのことは説明も受けました。全くよいことであるというふうには思っております。その上で、なおかつ教育委員としてこれから下田市の教育を先頭に立って担っていこうとなされる方を市長として指名したわけですから、市長のただ単にその人が人格高潔者であるという理由だけで指名したのか、それとも下田市の教育現状、これからどうするのかというふうなことを考えて、下田市の教育はこういうふうにしたいんだというふうな思いの中から新たな教育者を指名したのか、そこら辺のところ、もしそうだとしたらば、じゃ市長はどのようなお考えを教育に対して持っておられるのか、そこをお聞きしておきたいというふうなことです。もう一度答弁お願いします。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) そのために教育委員会があって、それなりの方々を配置して行政のお手伝いをしていただいているわけじゃないですか。市長が教育の問題について、何から何まで自分の考えどおり指示をするというわけにはいきません。今回の任命をされる方の経歴を見ても、しっかりこの地区の教育界の中で働きをされてきた方でございますし、私が市長の任期中にも、やっぱり教育界の代表としていろいろな問題点を市長室でお話をした経過がございます。そういう中で判断をさせていただいたというふうにもう理解をしていただくしかないと思います。市長の教育論がどうのこうのというような問題、これは自分なりの思いはあっても、やはりそのために教育長があり、教育委員会があるわけでありますから、そこまで市長の独壇場で何もかもやれるという問題じゃないというふうに理解をいただくしかないと思います。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 私個人としては、市長が挙げられた情報以上のものはないわけなんですよ。新しいこれから委員なされる方についての情報がないわけなんですよ。どういうふうな人なのか、教育に対してどういうふうに思っていらっしゃるのか、これからどういうふうにしたいと思っていらっしゃるのかというふうなところの情報がないわけなんですよ。ない段階でここで議案がなされて、指名いいのか、悪いのか判断迫られるわけですよ。判断材料が何かといったときに、人格高潔であるという、こういうふうな履歴があって校長もなされたというだけなのか、それともより一歩、この人はこういうふうな形でこれからの下田の教育をこういうふうに改革しようと思っている、あるいはよりよくしようと思っている、そこら辺のところの情報が全然ないわけなんですよ。そこら辺のところがいろいろな中で出されないんだとしたら、市長が自分は教育をこういうふうに思っているんだ、それに一番ふさわしい人として選んだんだという、市長がこれからこういうふうにしたいんだということで選んだという、そこを知りたいわけなんですよ。情報が、だから、今の時点でここで委員個人いいか、悪いか。市長が選んだ方ですから、悪い人ではないと思いますが、より一歩進んだ判断材料がほしいなというところでお伺いしているわけです。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 重ねて答弁申し上げますが、議員の気持ちもわかりますよ。しかしながら、いろいろな人事の提案につきましては、それぞれの考え方が皆さん方にもあろうかと思いますが、私とすれば、今の段階で教育委員としてこの方が一番適任である。いろいろなお話をさせていただいた中でまず間違いのない方。それから、経歴から見ても、それなりの下田の教育行政の中で中心となって頑張ってこられてきた。教育場面もいろいろ経験されてきたわけでありますから、そういう方とお話をして、また現教育長ともお話をさせていただいた中で意見が一致をしているということ以外、申し上げることはほかにはこれ以上ございません。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) 採決中ですから。

〔「採決の前に動議」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 何の動議ですか。

〔「この教育委員の者にかかわる動議」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 内容は何ですか。

1番(沢登英信君) 教育委員の任命でありますが、先ほど土屋議員のほうから指摘された、保護者である者が含まれるように、しかも中学校の合併問題を抱えている。新設中学をつくるという問題がもう間近に迫っているわけですので、やはり小・中学校の保護者が教育委員の中に含まれていないというような現状は早急に解決すべきだと思うわけであります。そうしますと、この野田さんの選任ではそのものは果たせないと。議会として、当然この定数を拡大することができるであれば、小・中学校のお子さんを持っている教育委員を早急に当局は改めて提出すると、こういう附帯決議を議会としてつけるべきではないかと私は思うわけであります。

以上です。

議長(増田 清君) 今の動議に賛成の.....。

〔「ちょっと待って。簡潔に、議長お願いします」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 簡潔に、その動議はどういう動議の内容になりますか。

1番(沢登英信君) 人事でありますので、このままでいけば否決か賛成かと、この二者択一しかないわけですけれども、教育委員である教育委員会の実態からいくと、この組織及び運営に関する法令の定めからいきますと、やはり本来の意味での保護者というのは市内に選挙権を持っている幼稚園、小学校、中学校の保護者の親がこの委員会の中に当然選出されるべきだと、そういうぐあいに考えるわけです。ですから、さらにそういう人たちを当局として早急に選任して提出すると、こういう附帯決議をつけるべきではないかと、こういう動議であります。

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午前11時 4分休憩

午前11時10分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、1番、沢登議員から発言を求められておりますので許可いたします。

1番。

1番(沢登英信君) 人事案件でありますので、附帯決議等は別個のものとして当局に要請 すべきと、こう考えを改めまして、動議を取り消させていただきます。

議長(増田 清君) お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第40号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定 をいたしました。

ここで10分間休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時22分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第41号及び議案第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第41号 あらたに生じた土地の確認について、 議第42号 字の区域の変更について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

産業振興課長(増田徳二君) 議第41号 あらたに生じた土地の確認についてのご説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地が新たに生じたことを確認するということで、第9条の5第1項につきましては、町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならないというものでございます。

場所につきましては、静岡県下田市須崎字西ヶ岡1799番1地先の公有水面埋立地で、面積につきましては1,104.8平方メートルでございます。

提案理由でございますが、須崎漁港水産基盤整備事業により公有水面が埋め立てられ、新たに土地が生じたためというものでございます。

次に、議第42号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

同じく説明資料の1ページでございます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更するという もので、第260条第1項の規定とは、町村の区域の町もしくは字の区域もしくはその名称を 変更しようとするときは、市町村長は当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県 知事に届け出なければならないというものでございます。

場所につきましては、静岡県下田市須崎字西ヶ岡に編入する区域、静岡県下田市須崎字西ヶ岡1799番1地先、公有水面の埋立地、面積1,104.8平方メートルでございます。

提案理由でございますが、新たに生じた土地が確認されたというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第41号 あらたに生じた土地の確認についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。 次に、議第42号 字の区域の変更についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第43号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長(糸賀秀穂君) それでは、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページ、6ページをお開き願います。

5ページは、議案の鏡でございますが、下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部 を改正する条例を別紙6ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由につきましては、本市の厳しい財政事情をかんがみ、財政健全化を図る1つの方法としまして、平成18年3月市議会定例会におきまして市長、副市長及び教育長等の給料の額を減じるための下田市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について議決をちょうだいし、同年4月1日から施行しておりまして、その内容は、平成18年4月1日から平成20年7月4日までの間に支給されるべき市長、副市長及び教育長の給料の額を特別職給与条例第2条第1項の規定にかかわらず10分の1を減じて支給するというものでございますが、任期満了に伴うこのたびの市長選挙におきまして石井市長が再選され、市長、副市長及び教育長の給与につきましては引き続き減額して財政健全化を図るための一助に資していきたいということから、市長、副市長及び教育長に係る給料の減額特例期間について、一部改正案を提案させていただくものでございます。

条例改正案の内容でございますが、6ページの改正文のとおり改めるもので、第2条は市 長及び副市長の給料にかかわる規定でございまして、第2条中「平成18年4月1日から平成 20年7月4日まで」を「平成20年7月5日から平成24年7月4日まで」に改め、市長の法定 任期中におきまして、市長及び副市長の給料の額を引き続き10分の1減額していくという特 例を定めるものでございます。

第3条は、教育長の給料にかかわる規定でございまして、教育長につきましても市長の法定任期中におきまして給料の額を10分の1減額する特例を継続していくというものでございまして、第3条中「平成18年4月1日から平成20年7月4日まで」を平成20年7月5日から平成24年7月4日までに改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成20年7月5日から施行するというものでございます。 なお、この条例改正による特別職等の給料や期末手当の支給額につきましては、今議会に おきまして一般会計補正予算(第3号)でご審議いただくこととなりますが、今回の条例改 正により共済費を含め246万3,000円の減額となり、平成20年度分では共済費を含めて363万 7,000円の減額を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第43号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第43号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長(藤井恵司君) それでは、議第44号 下田市健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

条例の説明の前に、少しだけ説明をさせていただきます。

毎年6月の議会には国保の税率の改正条例をお願いしておりましたが、今年は下田市独自の税率は改定せず、健康保険法等の改正等による改正のみといたしました。今年3月の議会においては、軽減の部分を大きく改定したい等の説明をした経過もございますが、今回下田

市独自の税率等を改定しない大きな理由は、1市3町の合併協議会が設立され、今後国保につきましても調整が行われることは明らかでございます。軽減の訂正についても、3月まで説明していた6:4の軽減率を7:5:2に切りかえるには、均等割、平等割の応益部分を双方とも3,000円以上税率アップしなければならず、1市3町の中でも7:5:2の方式は河津町のみが今採用しているわけで、合併でまた別の方式に変わる場合も考えられ、市民も混乱するのではないかというような意見もあり、急激な変化は避けようという結論になりました。国保運営協議会にも諮り答申を受けておりますので、説明の前に報告をいたしておきます。

それでは、改めまして、議案書の7ページをお願いいたします。

議第44号 下田市健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。 提案理由は、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の 施行に伴う所要の改正及び下田市国民健康保険税条例の算定に係る税率等改定を行うためで あります。

それでは、説明資料により説明させていただきますので、説明資料の4ページ、5ページ をお開きください。

左側のページが改定前、右側が改定後になっております。アンダーラインの部分は改正の 箇所でございます。

まず、第2条第1項中「)の規定による後期高齢者支援金等」の次に「(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)」を加え、「、後期高齢者支援金等課税額」を「及び後期高齢者支援金等課税額」に、「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等」を「、後期高齢者支援金等」に改める。これは、後期高齢者の支援金等の文言の整理でございます。

次に、第3条第1項中「第6条、第8条及び第21条第1項において」を「以下」に改める。これは、所得割の算定方法の基礎控除後の総所得金額を明示したもので、6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、8条、介護納付金課税額等の所得割額に第21条第1項徴収の特例の基礎控除後の総所得金額を以下同じとした文言の整理でございます。

次に、第5条の2を次のように改める。8国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)第5条の2、第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める額とする。第1号、特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯2万600円。第2号、特定世帯1万300円。この改正は、基礎課税額の世帯別平等割額でもともと国保世帯に属していた高齢者が後期高齢者医療保険に移行したことにより、国保に残る人が1人だけになる世帯を特定世帯といい、その移行した高齢者と継続して同一世帯に属する場合、5年間世帯割額を半額の1万300円とする。それ以外の世帯を特定世帯以外の世帯といい、2万600円とする。健康保険法等の一部改正によるもので、また後期高齢者医療制度へ移行した高齢者を特定同一世帯所属者ということになります。そういうものでございます。

次に、第6条中「、後期高齢者支援金等課税被保険者」を「、賦課期日の属する年の前年の所得」に改める。これは、第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、後期高齢者支援金等の課税は被保険者全員に係るものであるために、賦課対象となる所得を賦課期日の属する年の前年の所得と明示したものでございます。

次に、7条中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を削る。これは、第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額で、後期高齢者支援金の課税は被保険者全員に係るものであるので、削ったものでございます。

次に、第7条の3を次のように改める。(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)第7条の3、第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。第1号、特定世帯以外の世帯6,100円。第2号、特定世帯3,050円。これは、5条の2と同様でございまして、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額も特定世帯と特定世帯以外の世帯に区分するということで、特定世帯以外の世帯が6,100円、特定世帯については、特定世帯以外の世帯の半額3,050円とするものでございます。

次に、13条の見出し中「発生消滅等」を「発生、消滅等」に改め、同条第1項中「月割」を「、月割」に、「行なわれた」を「行われた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中の前日を「、その前日」に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に改める。これは、点を加える等の文言の整理でございます。

次に、23条中「並びに同条第3項」を「、同条第3項」に改め、同条第1号イを次のように改める。イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、(ア)特定世帯以外の世帯1万2,360円、(イ)特定世帯6,180円。これは23条ですが、税額の軽減で、第1号は6割軽減される額を示してあります。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は2万600円の6割で1万2,360円が減額され、特定世帯は1万300円の6割で6.180円が減額される改定であります。

次に、23条第1号エを次のように改める。エ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。 (ア)特定世帯以外の世帯3,660円、(イ)特定世帯1,830円。これは、後期高齢者支援金等 課税額の世帯別平等割額も同様に、特定世帯以外の世帯は6,100円の6割で3,660円が減額され、特定世帯は3,050円の6割で1,830円が減額される改正です。

次に、23条第2号中「納税義務者を除く。)」の次に「及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)」を加え、同条第2号イを次のように改める。イ、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、(ア)特定世帯以外の世帯8,240円、(イ)特定世帯4,120円。第2号は、4割軽減される額を示してあります。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は2万600円の4割で8,240円が減額され、特定世帯は1万300円の4割で4,120円が減額される改正です。

次に、23条第2号エを次のように改める。エ、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額、(ア)特定世帯以外の世帯2,440円、(イ)特定世帯1,220円。これも、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額も同様に、特定世帯以外の世帯は6,100円の4割で2,440円が減額され、特定世帯は3,050円の4割で1,220円が減額される改定です。

次に、26条第1項に次の1号を加える。第2号、次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)。ア、被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者。イ、被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被保険者であった者。(ア)健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。(イ)船員保険法の規定による被保険者。(ウ)国家公務員共済組合法または地方公務員等共済組合に基

づく共済組合の組合員。(エ)私立学校教職員共済法の規定による私学学校教職員共済制度の加入者。(オ)健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を張りつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者の被保険者手帳を返納したものを除く。これは、26条は保険税の減免で、市長は次のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者に対し保険税を減免するものでございます。まず、1号、災害により生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者となっておりますが、この次に2号として、後期高齢者医療制度に移行する前日に国保以外の保険に加入していた人の65歳以上の被保険者で、扶養していた被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため国保に加入しなくてはならなくなった人に対し、国保加入日から2年間減免することを加えるものであります。減免の内容は、国民健康保険税条例施行規定で定めますが、所得割、資産割を賦課しない。均等割額を半額とする。被保険者のみで構成される世帯については世帯別平等割を半額とするものでございます。

次に、第26条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第 1項第1号」に改める。これは、26条第1項に2号を加えたことにより、1号の特定をする ものでございます。

次に、附則第2項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)」及び「次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)」を削る。これは、附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、課税の計算のとき、世帯主、国保被保険者のほかに特定同一世帯所属者を加えるものです。特定公的年金控除は、18、19年度に公的年金等所得に係る国保税の減額特例であったため、削除するものでございます。

次に、附則第3項から第6項までを削る。これも同様に、附則第3項から第6項までは、 18、19年度に公的年金所得に係る国保税の減額の特例、所得割額の算定の特例であったため、 年度経過による削除でございます。

次に、附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第3項とするものです。これは、附則第7項は、長期譲渡に係る国民健康保険税の課税の特例で、課税計算のとき世帯主、国保被保険者のほかに特定同一世帯所属者を加えるものでございます。6

条は支援金の所得割額、8条は介護納付金の所得割額で、基礎控除後の所得金額を基礎課税額所得割額と同じ所得金額と定めるものでございます。第3項から第6項までを削ったため、この項を3項とするものでございます。

次に、附則第8項中「世帯主」を「、世帯主」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「前項中」を「、前項中」に改め、同項を附則第4項とする。これは、附則第8項は、短期譲渡所得者に係る国民健康保険税の課税の特例で、特定同一世帯所属者を加え文言の整理を行い、この項を4項とするものでございます。

次に、附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第5項とする。これは、附則第9項は、株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、特定世帯、特定同一世帯所属者を加え、6条、支援金の所得割額、8条、介護納付金の所得割額の基礎控除後の総所得金額を基礎課税額所得割額と同じ総所得額と改め、この項を5項とするものでございます。

次に、附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第6項とする。これは、附則第10項は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。同じくでございます。この項は、附則35条の2の6第15項に改定されたことに伴い改め、この項を6項とするものでございます。

次に、附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に、「第9項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とするものでございます。これも、附則第11項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

次に、附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第8項とするものでございます。これは、附則第12項は、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険の課税の特例でございます。

次に、附則第13項中「世帯主は」を「世帯主又は」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とするものでございます。これは、附則第13項は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

次に、附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第10項とするものです。これは、附則第14項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

次に、附則第15項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第11項とする。これは、附則第15項は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。

次に、附則第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第23条」を「第3条、第6条、第8条及び第23条」に改め、同項を附則第12項とするものでございます。これは、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、特定同一世帯所属者を加えるということでございます。

次に、附則でございます。

それでは、本文に戻っていただいて、11ページの附則、施行期日ですが、第1項、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、附則第10項の改正規定中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改める部分は、平成22年1月1日から施行するものでございます。

ただし書きの部分は、地方税法の一部改正による施行日が平成22年1月1日であるためで ございます。

次に、適用区分ですが、第2項、改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上、雑駁で申しわけありません。議第44号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) すいません。用語の確認をちょっとさせていただきたいと思いますが、 特定世帯とは、国保に1人のみ後期高齢者のほうに世帯主等が移って世帯に1人のみ残る世 帯ということでいいかと。2人、あるいは3人残る世帯もあると思いますけれども、そうい う世帯は特定世帯と言わないのかというのが第1点の質問です。

それから、特定同一世帯というこの用語も利子等の減免のところで出てきますが、特定同一世帯とは、この先ほど言った特定世帯を含む2人、3人、特定同一世帯とは何かということをあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、前段の説明の中で、3月にこの後期高齢者の負担分を含めました国保の税率をそのまま据え置いたわけですが、その当局回答の中で、減免だけではなくて、他市と比べて大変税率そのものが高いと。しかも、この積立金も億を超える積立金がこのところできたと。したがって、値下げを恐らく1世帯1万円の値下げが十分できる財政状況になっていると私は思うわけでありますが、他町村と比べて大変税率そのものが高いと。町村合併にあわせて検討するんだということであれば、合併前にこの郡下の町村並みに国保の税率を引き下げるということが当然必要だろうと思うわけですが、それらのものが運協の中でも十分に検討されたのかどうなのかと。決算状況からいって、今年の国保の6月に決算がわかるので、そのときに実現の方向で検討しますと、こういう回答を前回いただいていると思うわけですが、決算状況に照らしてそれができるか、できないのかという判断をどうされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 質問者にお願い申し上げます。

質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。よろしいでしょうか。

午前11時56分休憩

午後 1時 0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発言の取消し

議長(増田 清君) ここで、お諮りいたします。

______」の部分を取消したい旨の申し出がありました。

この取消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がないものと認めます。

よって、当局からの発言の取消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

健康増進課長(藤井恵司君) まことに申しわけありませんでした。午前中の第44号の国民 健康保険税の条例の一部を改正する条例の説明の中で——の説明を行いましたけれども、 議案にないものでございますので、取り消していただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

議長(増田 清君) それでは、1番議員、沢登英信議員の質問に対して当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課長(藤井恵司君) まず、1点目の特定世帯というのはどういうものかと。1人なのかと、限定されているのかということでございますけれども、特定世帯とは、条例説明のほうでも出てきましたけれども、後期高齢者になった方が1人だけいる世帯ということで1人限定です。特定世帯とは、後期高齢者のほうに移った方がお1人いる世帯を特定世帯と呼びます。後期高齢者に世帯の中のだれかがなったと。その世帯を特定世帯という呼び方になります。1人だけです。

〔発言する者あり〕

健康増進課長(藤井恵司君) 1人でございます。

それで、同一世帯所属者という言葉も何回も出てきましたけれども、同一世帯所属者というのは後期高齢者が1人以上いる世帯で、その後期高齢者のことを同一世帯所属者と呼ぶということでございます。

〔発言する者あり〕

健康増進課長(藤井恵司君) 同一世帯所属者とは後期高齢者がいる世帯なんですけれども、 その世帯の後期高齢者を同一世帯所属者と呼ぶということです。それは、後期高齢者が1人 以上いる世帯のことです。

それから、国保の運協のほうでそういう値上げとか値下げとかというようなお話が出たか、 出ないかということですけれども、これはこちらも諮問をしてありませんでしたので、今回 は諮問をしませんでしたので、その話は特にありませんでした。

以上でございます。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 運協に出なくても結構ですが、前回の3月議会だったですかね、たし

か。前課長からの明確なご答弁をいただいているわけですね、決算時に検討をすると。そう しますと、当局のご返事は、その検討はしなかったという、こういう答弁でよろしいでしょ うか。

議長(増田 清君) 番外。

健康増進課長(藤井恵司君) 決算時といいますか、6月議会でというような、そういう答弁をしたかと思いますけれども、先ほども説明したとおり、この合併協議会が設立されて、その中で今後1市3町の国保もどうなるのか、ちょっとこの辺が心配されますということで庁内検討した結果、今回はその大きな変革を避けようということで、上がり下がりがなしということになりましたけれども、なかなかこれは上げる、下げる難しいんですけれども、下げるというのもなかなか難しいものでございまして、3月のときには軽減率の話が大分出たんじゃないかとは思いますけれども、6:4を7:5:2にするとかというような、その辺大きな変動になりますので、その辺を避けたということで、1年様子を見ようというようなことでございます。

以上です。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 平行線ですので、要望して終わりたいと思いますが、特に資産割のこの50%はこの県下どこよりも一番高いという、こういう実態になっていると思うわけです。 近隣の南伊豆町におきましても合わせて4割、40%ですかね。税率そのものが高くて、結局 この1億円を超す積立金もできるというような形になっているわけで、議会の中でちゃんと 当局としてはそれらのものを検討するという答弁を、引き下げるという答弁はいただいてい ませんけれども、検討するという答弁をいただいていながら、実質的にそれが検討されてい ないと。市民の立場に立って議論が当局はされていないということを示していると思うもの ですから、ぜひとも議会答弁は慎重に扱って、検討すると答弁したものはきっちり検討して いただきたい。

しかも、合併協議が云々を理由にしておりますが、合併協議は22年3月までですよね。その途中でやるなんていうことはないわけですので、上げるほうはどんどんやるけれども、下げるほうは検討さえしないなんていうのは、こんなとんでもない運営の仕方であっては私はいけないと思うわけです。郡下の町村と比べても下田市の国保の税率が一番高いという事実が出ているわけですから、合併論議を問題にするのなら、やはり早急に郡下並みに引き下げるという検討を早急にすべきだ。そのことによって、国保の財政的に困るというような状態

ではなくて、むしろ余裕金が出ていてまた積み立てるという現状になっているわけですから、 市民からもらい過ぎているという実態が明らかになっていると。こういう点を十分検討して いただきたいと。

終わります。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市民課長(山崎智幸君) それでは、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページ及び説明資料の20ページをお開きください。

提案理由といたしましては、本条例は、消防組織法第24条第1項の規定による非常勤消防 団員に係る損害補償及び消防法第36条の3に規定する消防作業に従事した者または救急業務 に協力した者に係る損害補償並びに水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長 または水防団員に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補 償並びに災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害 補償を的確に行うことを目的としております。

当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例の定めるところにより損害を補償しなければならないと定められていることから、条例が制定されているものであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い改正するもので、給付基礎額の改正が行われたものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の20ページ、21ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。今回改正

いたしますのは、下田市消防団員等公務災害補償条例第5条、補償基礎額の改正であります。第5条第3項中「200円(非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、」を「217円(」に、「そのうち1人については367円」を「、そのうち1人については367円」に改めるものであります。前段は、平成19年11月30日に公布された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられることに対応するものであります。後段は、条文の整理であります。

次に、議案の13ページをお開きください。

条例改正の附則であります。第1項、この条例は、公布の日から施行し、この条例による 改正後の下田市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成20 年4月1日から適用する。

第2項、新条例第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた 損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同 じ。)並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に ついて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷 病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金分については、なお従前の例によるというもの であります。

以上で、議第45号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第46号~議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算 (第3号)、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、 議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第49号 平成20年 度下田市一般会計補正予算(第4号)、以上4件を一括議題といたします。 当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、議第46号から議第48号及び平成20年6月30日付に て追加上程させていただいた議第49号までの各補正予算につきまして一括してご説明いたし ますので、議第46号から議第48号までは浅黄色、議第49号はピンク色の補正予算書と補正予 算の概要をご用意いただきたいと思います。

それでは、まず議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第3号)についてご説明 いたします。

このたびの補正の主なものは、資源ごみ処理に関した総計予算主義に基づく組み替え、事務用パソコン更新関連経費の計上、国保会計の補正に伴う繰出金の増額、特別職の給与特例 条例による減額、市長選挙無投票に伴う減額等であります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ3,871万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億8,185万1,000円 とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきますので、浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、19款2項1目財政調整基金繰入金は900万円の追加で、このたびの補正財源調整分でございます。

21款5項4目雑入は250万円の追加で、財団法人自治総合センターより宝くじ収益金を財源としたコミュニティ助成金を受け入れ、本年度は中央区の祭典用太鼓台の整備を行うものでございます。

続いて、健康増進課関係では、16款1項1目県費・保険基盤安定負担金は1,050万円の追加で、後期高齢者医療制度による特定世帯軽減制度の創設に伴う増額、19款1項2目国民健康保険事業特別会計繰入金は116万7,000円の追加で、平成19年度出産育児一時金の精算分として受け入れるものであります。

続いて、環境対策課関係では、17款2項2目その他物品売払代は1,152万9,000円の追加で、 総計予算主義に基づき、このたび資源ごみの有価物売払代を歳入として計上し、別途処理委 託経費は歳出にて計上することとしたものでございます。 続いて、学校教育課関係では、18款 1 項 5 目教育費寄附金は100万円の追加で、浜崎地区の教育振興のためとして受け入れたもの、19款 2 項 1 目教育振興基金繰入金は30万円の追加で、浜崎小学校図書購入及び電子オルガン購入の財源として繰り入れるものであります。

21款 5 項 4 目雑入は271万6,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、静岡県東部特別支援学校伊豆下田分校負担金受入金の光熱水費77万5,000円は、伊豆分校分を面積案分にて算出したもの、同調理員補助分は194万1,000円の追加で、9 時間の270日分の計上であります。

次に、歳出でございますが、4ページ、企画財政課関係では、2款1項7目0240地域振興事業として250万円の追加は、歳入で触れさせていただいた自治総合センターコミュニティ助成事業で、中央区の祭典用太鼓台整備事業に補助を行うものであります。

同0250合併対策事業は10万円の追加で、南伊豆地区 1 市 3 町合併協議会下田委員の下田市 検討会議等出席に対する謝礼であります。

2款9項1目0920ネットワーク推進事業は696万8,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、ウイルスソフト購入の入札差金44万3,000円の減額、パソコン処分及びデータ消去委託で41万1,000円の追加、庁内LAN用パソコンの60台の更新で700万円の追加補正であります。12款1項1目予備費は2万5,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

続いて、総務課関係では、2款1項1目0100総務関係人件費は172万1,000円の減額で、先ほどの議第43号 下田市特別職の給与に関する条例の一部改正に伴う市長、副市長の給与減額分であります。

同3目0140行政管理総務事務は84万9,000円の追加で、Y.Tビジネス国家賠償請求事件に関する訴訟代理人業務委託で、弁護士着手金等84万9,000円の追加、同4目0174都市交流事業は17万9,000円の追加で、補正内容欄記載の中学生生徒派遣に伴う引率教諭旅費日当4万8,000円、実行委員会補助金としてバス借り上げ、保険料等13万1,000円の追加であります。続いて、健康増進課関係では、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金は1,500万円の追加で、介護納付金不足分を補てんするものであります。

同1902保険基盤安定繰出金は1,400万円の追加で、歳入で申し上げたとおり、後期高齢者 医療制度の特定世帯軽減制度創設によるものであります。

4 款 1 項 2 目2020予防接種事業は28万円の追加で、予防接種ワクチン専用保冷庫を購入したいというものであります。

続いて、環境対策課関係では、4款3項3目2280ごみ収集事務は718万2,000円の追加で、 総計予算主義に基づき古紙、アルミプレス、混合プレスのそれぞれの処理委託料の計上であ ります。

続いて、産業振興課関係では、5款4項1目3700水産振興事業は13万円の追加で、下田港沖に漂流していたボート1隻及びプラスチックフロート1個の処分委託、同2目3750漁港管理事業は80万円の追加で、須崎漁港第1岸壁に照明灯として水銀灯5基を設置するものであります。

続いて、観光交流課関係では、6款2項2目4250観光振興総務事務は70万円の追加で、下田市観光協会補助金に関し、あじさい祭有料化見送りにより特定財源が見込めなくなったことに対する補てん措置であります。

続いて、学校教育課関係では、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務は100万1,000円の減額で、議第43号議案に関連し、教育長の給与の減額及び期末手当の調整に伴うもの、6ページをお願いします。9款1項5目6040教育振興基金100万円の追加は、歳入で申し上げた寄附金を教育振興基金に積み立てるもの、9款2項2目6090小学校教育振興事業30万円の追加は、浜崎小学校図書購入で10万円、同じく電子オルガン購入で20万円であります。

9款3項1目6160中学校統合準備事業は73万円の追加で、稲生沢中学校、稲梓中学校のシックスクール対応ワックス購入で51万円のほか、消耗品関係で65万4,000円、生徒間交流バス借り上げで7万6,000円であります。

続いて、生涯学習課関係では、9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業は96万6,000 円の追加で、軒、排水ドレン、サッシ改修等風雨による雨漏れ対策工事であります。

続いて、選挙管理委員会関係では、2款4項1目0550選挙管理委員会事務の30万円の減額 及び同3目0580下田市長選挙事務の992万5,000円の減額は、それぞれ補正内容欄記載のとお り、下田市市長選挙無投票に伴う不用額であります。

以上で、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) についてご説明いたしますので、補正予算書の27ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,404万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,095万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目国民健康保険税・一般被保険者・医療給付費分現年課税分は1億7,550万円の減額、同2節国民健康保険税・一般被保険者・後期高齢者支援分現年課税分は1,260万円の減額、同3節国民健康保険税・一般被保険者・介護納付金分現年課税分は2,590万円の減額で、それぞれ調定見込みの額の減によるもの、1款2項1目国民健康保険税・退職被保険者等・医療給付費分現年課税分は310万円の追加、同2節国民健康保険税・退職被保険者等・後期高齢者支援分現年課税分は120万円の追加、同3節国民健康保険税・退職被保険者等・分護納付金分現年課税分は40万円の追加で、それぞれ調定見込み額の増によるものでございます。

3款1項1目1節国庫・療養給付費等負担金現年分は5,668万円の減額、3款2項1目国庫・財政調整交付金・普通調整交付金は5,505万3,000円の減額で、それぞれ保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の減によるもの、5款1項1目前期高齢者交付金は4,543万9,000円の追加で、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく交付額の決定によるものであります。

6款1項3目県財政調整交付金・普通交付金は1,000万2,000円の減額で、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の減額に伴うもの、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金は1,400万円の追加で、一般会計でも申し上げた後期高齢者医療制度の特定世帯軽減制度の創設に伴うものであります。同5節その他一般会計繰入金は1,500万円の追加で、介護納付金不足分の一般会計補てんであります。

10款 1 項 1 目繰越金は 1 億3,955万9,000円の追加で、平成19年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みにより補正するものであります。

11款 3 項 1 目特定健康診査等受託料の461万円の減額、11款 4 項 5 目特定健康診査等徴収金の240万円の減額は、それぞれ特定健康診査実施方法の変更により減額となるものであります。

続いて、10ページ、歳出でございますが、2款1項1目8350一般被保険者療養給付事務は1億280万円の減額で、療養給付費の見込み減による負担金の減、同2目8355一般被保険者療養費支給事務は50万円の減額で、療養費の見込み減による負担金の減、2款2項1目8360退職被保険者等療養給付事務は250万円の減額で、退職療養給付費の見込み減による負担金の減でございます。

2款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務の160万円の追加、2款6項1目8395 退職被保険者等高額療養費支給事務の60万円の追加は、それぞれ高額療養費見込み額の増に

伴う負担金の増であります。

3款1項1目8430後期高齢者支援金は318万7,000円の追加で、後期高齢者医療事業費の決定に伴う増額、同2目8435後期高齢者事務費拠出金の7万5,000円の減額及び4款1項1目8445前期高齢者事務費拠出金の7万4,000円の減額は、それぞれ事務費の決定に伴う減額であります。

4款1項2目8440前期高齢者納付金の38万7,000円の追加、5款1項1目8450老人保健医療費拠出金の388万2,000円の減額、同2目8455老人保健事務拠出金の1,000円の追加、6款1項1目8460介護納付金の3,668万9,000円の減額は、それぞれ事業費の決定に伴う増減でございます。

8 款項 1 目8480特定健康診査・保健指導事業は938万円の減額で、補正内容欄記載の臨時 雇賃金は内部対応により不用となったもの、特定健診手数料は単価改正による減額、健康診 査は徴収金徴収方法の変更に伴う減額であります。

9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金の2,500万円の追加は、平成19年度 繰越金の一部を積み立てるものであります。

11款 2 項 1 目8560国民健康保険一般会計繰出金は116万7,000円の追加で、前年度出産育児 一時金の精算返還に伴う繰出金であります。

12款1項1目国民健康保険予備費は8万9,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の47ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億415万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要にてご 説明いたします。

第2条地方債の補正は、50ページをお開きください。

第2表地方債補正変更は、公共下水道事業の事業費の減額に伴うもので、限度額を2億 8,990万円から710万円減額し2億8,280万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法 は記載のとおりであります。 それでは、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の12ページをお開きください。

このたびの補正は、補助事業採択基準の緩和及び補助率の増嵩による補正が主なものであります。

まず、歳入でありますが、3款1項1目国庫・公共事業費補助金は725万円の追加で、管 渠築造工事では当初単独事業であったものが採択基準の緩和により補助事業になったことに よる600万円の増、浄化センター分では補助率の変更により125万円の増額であります。一方、 8款1項1目下水道事業債は710万円の減額で、補助事業への変更等に伴うものであります。 続いて、歳出の2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業は1,151万5,000円の追加で、単 独事業からの組み替えによるもの、一方、同2目8840下水道枝線管渠築造事業は1,120万円 の減額で、補助事業への組み替え及び事務費の追加によるものであります。

4款1項1目下水道予備費は16万5,000円の減額で、事務費等による歳入歳出調整額であります。

以上で、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、平成20年6月21日から22日にかけての梅雨前線豪雨による災害関連であります。

なお、被災状況資料は、補正予算の概要の末尾5ページに被災復旧経費集計表を添付して あります。なお、内容については、具体的には先日の全員協議会の中でご説明したとおりで ございます。

それでは、ピンク色の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億443万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりま して後ほど説明させていただきます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、内容は4ページをお開きください。

第2表地方債補正追加は2件で、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業は公共道路橋梁で

補助対象事業費784万7,000円に対し、国庫負担金523万3,000円を控除した260万円を、公共河川は補助対象事業費1,346万6,000円に対し、国庫負担金898万1,000円を控除した440万円の合計700万円を借り入れるというものであります。次の公共農地災害復旧事業は、補助対象事業費154万6,000円に対し、国庫補助金77万3,000円を控除した金額の80%、60万円を借り入れるというもので、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算の補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明いたします。

補正予算の概要の2ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係では、22款1項7目現年発生補助災害復旧事業債は760万円の追加で、先ほど地方債の補正で申し上げたとおり、公共道路橋梁施設・河川災害復旧事業債の700万円及び公共農地災害復旧事業債の60万円を借り入れるものであります。

続いて、産業振興課関係では、15款2項6目農林水産施設災害復旧費国庫補助金は77万3,000円の追加で、公共農地災害復旧事業補助対象事業費154万6,000円の2分の1を国庫補助金として受け入れるもの、建設課関係では、15款1項3目土木施設災害復旧費国庫負担金は1,421万4,000円の追加で、公共河川災害復旧事業の補助対象事業費1,346万4,000円の66.7%、898万1,000円と、公共道路橋梁施設災害復旧事業の補助対象事業費784万7,000円の66.7%、523万3,000円を国庫負担金として受け入れるものであります。

次に、歳出でございますが、企画財政課関係では、12款1項1目予備費は29万1,000円の 減額で、歳入歳出調整額であります。

続いて、産業振興課関係では、10款1項2目7051公共農地災害復旧事業(6月22日災)は 207万6,000円の追加で、大賀茂地区畑1カ所のフトン篭工等災害復旧工事の150万円及び測 量業務委託53万円が主なものであります。

続いて、建設課関係では、7款1項1目4500土木総務事務は61万8,000円の減額で、公共 災害復旧事業支弁人件費との組み替えによるもの、10款2項1目7302公共河川災害復旧事業 (6月22日災)は1,357万3,000円の追加で、準用河川大浜川外5河川のブロック積工等の災 害復旧工事が主なものであります。

同2目7354公共道路橋梁施設災害復旧事業(6月22日災)は784万7,000円の追加で、市道上大沢線外市道2カ所のブロック積工等の災害復旧工事が主なもので、建設課関係の測量業務委託は、災害査定の日程により緊急を要することから予備費での対応とさせていただきま

した。その他、緊急性から予備費対応とさせていただいた詳細は、先日の全員協議会でご報告したとおりでございます。

以上で、議第46号から議第49号までの4件の補正予算の説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第46号から議第49号までについて、当局の説明は終わりました。 これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第46号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第3号)に対する質疑を許します。 9番。

9番(増田榮策君) 簡単なことをちょっと2点ほどお伺いします。

まず、第1点は、市民文化会館の管理運営事業、工事の修理の96万円が出ていますけれども、私の見たところによりますと、下から見上げても雨どいがもうさびてぼろぼろになっていると。小ホールのほうもかなりぼろぼろの状態であって、これを修理しないで放置していた場合、なおさら私はまたほかのほうに雨水が入ったり、そういったものについて新たな修理が拡大するおそれがあるのではないかなと。この市民文化会館の建物の総体的な老朽化について調査が実施されているかどうか、その辺のところをお伺いします。

2点目は、漂流ボートの廃棄物の処分業務の委託ありますが、本来この漂流、僕はよくわかりませんが、漂流ボートというのは、丘へ上がってくるものは拾得物として、海上保安庁の管轄で拾得物扱いになると思います。それで、ボートの形状をなしていない、使用にたえられないものはごみ扱いとされて本来ならば県の管轄ではないのかなと、こういう気がするが、この辺のところをどうであったのかお伺いいたします。

以上、2点お願いします。

議長(増田 清君) 番外。

生涯学習課長(前田眞理君) ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、市民文化会館、今回の改修につきましては、今議員さんのほうから小ホールのさびひどいよというご指摘ございまして、これ全体的に、この間全協が終わったときにやはり議員さんのほうからお話いただきまして、確かにもう建設されて20年たっておりまして、いろいろなところでさび等が出ております。今回の補正につきましては正面玄関の右、軒になっているところなんですが、ここが風向き、福祉会館のほうから風が吹いた場合しみるということがございまして、1階と2階のホール、ロビーと言うんでしょうか。1階のほうはホワイエと言うようですけれども、お客様が座ったりできるそこが水浸しになった、そういう現状がございまし

て、補正のほうをお願いすることでございます。

建物の総体的な老朽化もちろん承知しておりまして、こちらのほうも2年ぐらい前にやはり予算をいただいて、片面だけ直っているよというようなところもありまして、そうしますと、4面囲われているはずですから、大きい建物についてはあと3年あるのかなと。それから、今ご指摘の小ホールのほうにつきましてはちょっとまだ手が入れられていない状況なものですから、この辺についても会館の職員とよく打ち合わせをして、随時補正なり修繕、改修のほうを要望していくつもりでございます。

議長(増田 清君) 番外。

産業振興課長(増田徳二君) 漂流物のボートの件ですが、これは水難救助法第24条によりまして、漂流物または沈没品を取得したる者は、遅滞なくこれを市町村長に引き渡すべしという項目がありまして、それでうちのほうに渡されているものです。

議長(増田 清君) 9番。

9番(増田榮策君) 市民文化会館の件は長い間の懸案となっておりまして、あの文化会館の屋根は、建設当時は下田にふさわしい波型の屋根にという、その設計を入れてやったことが幸か不幸か、大変雨の部分に触れる面積も多いと。それで、谷あいがあるということで、非常に塩害があるのではないかと指摘されておるわけでございますけれども、我々が目の目視で見た限りは、相当な修理箇所が積み残しされているような気がするので、ぜひこの辺をもう一度検討されて、修理を先延ばしにすれば先延ばしにするほど新たな修理を引き起こす可能性が出てくる。だから、いかに修理を食いとめるかということが私は、拡大を食いとめるかということが、やはり結果的には改修等の費用を少なくするのではないかなと考えるんですが、財政的にこれは大変だ、大変だと言いながら、少しばかりの小手先の修理だけでは抜本的な解決にはならないのではないのかなと、こういう素朴な疑問があるんですが、その辺は当局はどういうふうに考えているのかなと、こういうふうに思いますので、もう一度お願いします。

漂流ボートの件ですが、ボートといいますと大体船名が書いてありますけれども、大概このボートというのは走行中の船から落とすということが余り考えられないので、多分遭難船のものが流れてきたのではないかなというような気がするんですが、こういう部分の調査というか問い合わせとか、そういうことはされたのか。そういう手がかり的なものはないのかという気がするんですが、この辺はいかがでしょう。

議長(増田 清君) 番外。

生涯学習課長(前田眞理君) ただいま文化会館のほう再質問ございまして、小手先の修理だけでは直らないと。確かに、私どももそのように感じております。せんだってもリニューアル計画のことを申し上げましたけれども、これもそういったものにのっとりながら、今どういう修理から先にやっていったらいいのかと模索しているところでございます。やはり命にかかわることもございますので、そちらのほうが当然優先されるべきなのかなというふうにも感じておりまして、検討をちょうど今しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長(増田 清君) 番外。

産業振興課長(増田徳二君) ボートの調査でありますが、照会調査をしておりまして、熱海から南側、それとあと松崎等に照会文を出しまして照会をしております。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 最初の8ページのごみの物品売払代、これが総予算主義に基づいて補 正提案すると、こういうことであろうかと思うわけですが、歳入を見ましても当初予算のほ ぼ倍額、この補正が倍になっているわけですね。資源ごみの売払代1,152万9,000円の補正で ありますが、歳出のほうでそれぞれ3つに分けて明細が出されているようでありますが、そ の量は、それぞれの量がどれだけあって幾らであるので、この1,152万9,000円になっている のかということがこの予算書からだけでは読み取れないものですから、これではこの総予算 主義が、ただ数字だけが歳入と歳出があるというぐあいなものですから、明細になりますが、 内容はどうなっているのかお尋ねをしたいと。

それから、もう1点。この監査委員の勧告の内容も、ただこの総予算主義にすればいいということではなくて、随契であるとか契約をどう直すのかと。直すべきだという指摘が、あるいは市況をきっちり調べて幾らで売るべきかを確認をして行政執行しなさいと、こういう指摘があったかと思うわけですが、この指摘をどう受けとめ、どう改善しようとしておるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 番外。

環境対策課長(藤井睦郎君) それでは、明細でございます。

まず、歳入でございますが、古紙とアルミとスチール缶の合計になっております。まず、 古紙のほうでございます。この4月から6月については既に執行させていただきまして、 146トンでトン3,000円、43万8,000円ということで予算的な部分で計上しておりまして、7 月から来年3月まで残りの部分につきましては554トンで単価1万4,500円、これを掛けますと803万3,000円でございます。これを合計しますと、年間で700トンを見込みまして、847万1,000円の予算計上となっております。それで、当初予算の部分におきましては600トンで1,500円の予算計上、90万円ということで計上を既にしてありますので、その847万1,000円から90万円を引いた757万1,000円を6月の補正で古紙として計上しております。

また、アルミにつきましては、4月から6月を6トンと見込みまして、17万円の単価で102万円でございます。残りの7月から3月が21トンと見込みまして、同じ単価17万円といたしまして357万円で、合計27トン、459トンと予算を組み直しております。当初、1年間の量を28トン、14万円で392万円という予算の計上をした中で、差し引きアルミ缶につきましては67万円の収入補正をさせていただいています。

また、スチールにつきましては、4月から6月を47トン、4万7,000円の単価で220万9,000円としておりまして、7月から3月までを136トン、4万7,600円といたしまして647万3,600円を見込み、合計いたしまして183トンで868万2,600円を予算化しての形でしております。当初、4月から3月を186トン、2万9,000円で予算化をしまして、539万4,000円を計上いたしました。差し引きまして、6月に補正として328万8,600円を計上し、合計をそれぞれ算出いたしたものが、600円で1,152万9,000円の歳入の予算を組ませていただきました。

また、歳出におきましては、当初歳出のほうは総計予算主義でございませんでしたので、 歳出のほうはございません。7月から3月の歳出分につきまして、古紙において554トンで 1万2,000円ということで664万8,000円、また、アルミについては7月、3月を21トンと見 て、6,000円の単価で12万6,000円、そしてスチール缶につきましては7月、3月を136トン、 3,000円と見まして40万8,000円、これを合計いたしまして718万2,000円の計上をさせていた だいております。

また、監査内容における一般質問の中でも沢登議員さんのほうからお話があったわけでございますが、先日副市長さんのほうからも今後その執行に当たって鋭意検討をした中で行っていきますという、こういう答弁を副市長のほうからしているわけでございまして、その答弁に従って担当所管といたしましても執行をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) すいません。ちょっと能力が落ちていて、きっと全部筆記できません でしたので、できましたら後で資料として今ご答弁いただいたことをいただきたい。 改善してくれたことは、指摘されたことは改善されて、歳入面でも1,000万円を超える歳 入増になったと。皆さんの努力を評価したいと思いますけれども、より一層頑張っていただ きたいと思うわけです。

16ページの国民健康保険会計への繰出金が1,500万円あるわけでありますが、これはいわゆるルール分といわれる医療費にかかわるルール分と理解してよろしいかという点をお尋ねしたいと思います。

あわせて、教育振興基金に100万円積むことができる寄附金を受けているわけでありますが、恐らくふるさと納税というんでしょうか、そういうものの適用になるのかどうか、なるんじゃないかというような気もするんですけれども、明らかにできれば、どういうような趣旨で寄附金をいただいて、ふるさと納税等の適用になるのか、ならないのかお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 番外。

健康増進課長(藤井恵司君) ルール分かということでございます。ルール分でございます。 議長(増田 清君) 当局、答弁をお願いします。

番外。

学校教育課長(名高義彦君) 100万円につきましては、柿崎在住の方が浜崎小学校にということで寄附してくださったものでございます。これが、ご本人の意思がそういうふるさと納税にするか、しないかというのは、その時点で私ども聞いておりません。単に教育振興の寄附ということでお申し出いただいたというふうに理解しております。

議長(増田 清君) いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番(土屋誠司君) アルミ缶のプレスと混合プレスの処理委託とありますけれども、これたしか市でプレスをやっているんじゃないかと思うんですけれども、これどこへ委託したんですか。

それをお聞きしまして、それと、中学校管理費事業のところで、中学校統合準備事業のところに新たな節ができましたけれども、これは内容的にはバス借り上げというのは、これは地域の交流事業に使うというようなことを聞いていますけれども、そういうようなことであったのでしたら、統合事業はまだ決まっていないんだから、正式に。だから、中学校管理事業の6150の中でやっていってもいいじゃないかと。これは、どうでしょう。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) この件につきましては昨日からいろいろとご討議いただいた わけなんですが、市の方針といたしまして、統合に向けて準備を進めていくんだということ でございますので、両校の生徒たちが交流することによって、統合について理解を深めてい ただく。そういう趣旨がございますもので、その準備のためにやっていく事業だというふう にご理解いただければと思います。

議長(増田 清君) 番外。

環境対策課長(藤井睦郎君) プレス委託どこへしているかということ......。誠司委員さん、 どこの業者に委託しているかということですか。

市はプレスまでしまして、要するに市民の方から出していただいたスチール缶、アルミ缶を収集いたしまして、その市の施設の中で圧縮をいたします。そこまでしまして、その後を 業者に委託しているわけでございます。運搬でございます。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) ですけれども、この説明資料はプレス処理委託と書いてあるから、 運搬とは書いていないですよね。プレス処理だから、だから私聞いているんです。その辺。 議長(増田 清君) 番外。

環境対策課長(藤井睦郎君) すいません。プレスしたものを委託するということです。 議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) じゃ、これ書き方がおかしいということ。

それから、中学校の統合に向けた準備、それは中身的にはわかるけれども、条例が決まってからつくるならいいけれども、まだ決まっていないでしょう。その準備段階といっても、それは、だから科目をわざわざつくらなくて、中学校管理事業の中にあってちゃんとこの借上料とか消耗品とかあるでしょう。それを増やせばいいわけであって、こういう節をつけるのはおかしいと思うんですよ。

議長(増田 清君) 番外。

教育長(高橋正史君) それは、金曜日ですか、伊藤議員の一般質問の中で話し合ったと思います。決して、統合が正式に決まっているわけでも、統合を強引に進めようということでもありませんけれども、先日申し上げたとおり、やっぱり少子化により抱えている稲梓中学校の課題である適正規模の中でこそ培えるものを交流を通して経験していただこうと考えていると。交流を通して、今まで体験できなかった部分を生徒自身が味わい、また保護者も知

ることができるのではないかというふうに思います。それによって、統合についての考えと か話し合いがより深まればというふうに思います。

議長(増田 清君) 11番。

11番(土屋誠司君) 教育長、決まっていないんですよ。まだ決定していない。準備段階だったら、6150の中でそういう節もあるから、そこでやっていて準備とか何かしていくならいいけれども、これではもう統合ありきになっちゃうんですよ。だから、おかしいと言っているんです。

議長(増田 清君) 番外。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

教育長(高橋正史君) すいません。何回も言っているように、統合は正式には校名や何かが決まったときに統合が決まったということで、それに向けてのただ準備をしていくというような形については私たちも誠意を持って進めていきたいと、こういうふうに思います。

3番。

3番(伊藤英雄君) 教育振興基金積立金、浜崎小にやってくださいということなんですが、 北海道の野口さんからも何度もいただいておるんですが、それで1つは基金の残が幾らにな るかということですね。

それから、基金を取り崩して図書と電子オルガン、教材を買ったということでありますが、その基金の使途として、こういう教材等の購入に充てるというのはいかがなものかなと。この間の一般質問でありましたように、教材費については標準財政需要額に基づきまして1,600万円ほど来ておりまして、その中から200万円だけを使ったということで、基本的には財源保障が1,600万円大まか出ておると。にもかかわらず、予算的には200万円弱しか使っていないと。基金でそこのところを埋めると、そこはどうなのかなと思うんですが、その点に対する見解をお聞きしたいと。

それから、ニューポートの記念事業で13万1,000円の補助金増額が出ているんですが、これの事業費総額が幾らになるのか。

議長(増田 清君) 番外。

教育長(高橋正史君) 実は、この100万円の寄附については私自身が立ち会ったものですから、そのいわゆる寄附をされる方の意図を尊重してこういう形になったということで、実は公表をはばかるという形で、初めお名前も住所もぜひ秘密にしてくれということでしたけれども、私たち自身はいわゆる学校と個人との、本当はこういう予算とか教育委員会を通し

てでない、直接学校へ持っていきたいと、こういうお話でしたけれども、一応寄附条例のお話をさせてもらった。そうしたら、これも余り議事録に載ってこう新聞に出ると困るわけで、本人の大変意向の中で、何しろその学校の子供に手紙をもらったと。大変何か寄附者の行いのあれに大変ありがたいという手紙、それから元気に暮らしてくださいねというふうな手紙を年賀状並びに何か季節のときに二、三度もらったのを大変感激して、この人は都会から今ふるさとへ帰ってきて暮らしてひとり暮らしの方ですけれども、ぜひ浜崎小学校の本来は子供の本、図書に充ててほしいという希望がありましたけれども、ただ学校と相談してということで校長や何か相談しまして、じゃ100万円どーんと本だけ100万円買うということがどうかという形で、寄附の方と学校のお話の中で、私たちを交えてこういう形になりました。議長(増田 清君)番外。

総務課長(糸賀秀穂君) ニューポート市の姉妹都市提携50周年記念事業につきましては、 当初予算におきまして補助金136万6,000円ということでご議決いただきまして、実行委員会 予算としましては515万6,000円で当初計画しておりまして、今回13万1,000円の追加で補助 金自体が149万7,000円になりまして、事業費全体は528万7,000円になるものでございますが、 まだ事業が完了しておりませんので、完了しまして精算行為を行うと、そういう予定になっ ております。

以上でございます。

議長(増田 清君) 基金残高。

番外。

学校教育課長(名高義彦君) 大変申しわけございません。ただいまちょっと資料を持ってきていないんですが、2,000万円程度あるというふうに考えております。

議長(増田 清君) あと、答弁漏れがございますけれども。基金より教材等の購入はいかがなものかという質問がございましたけれども、答弁をお願いします。答弁はございましたか。

3番。

3番(伊藤英雄君) 浜崎小学校へ特定に寄附されて、そのうち30万円を今年度使ったということなんですが、今度基金に入れちゃうと、その浜崎小という特定は今度なくなっちゃう、逆に。もし生かすとしたら、本当に基金という形がいいのかどうか。つまり、そこでもう1回戻るんだけれども、例えばオルガン買うよ、図書を買うよで基金をどんどん崩していくということがどうなのかということになっちゃうわけですよ。これは要するに70万円の基金は

趣旨でいえば浜崎にしか使えない、あるいは使ってほしいというものをその基金の中に入れる。そうすれば、基金の使い道だからね。その辺はどうなんですか。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) この基金につきましては、幾つかの会社ですとか個人からいただいているものがございますもので、それぞれ例えば朝日小に使ってくださいという方もいらっしゃいました。今回のように、浜崎小に使ってください。そういうものを別々に、1つの基金に入っているんですが、台帳上別々に管理して使わせていただいているというのが実情でございます。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 基金をいわゆる消耗品的なところ以外でなく、そういうものに使うのはどうかということ。何に使ってもいいのかというところ、基金というのが。そういう細かい、つまり、本来であれば一般会計から出すのが妥当ではないかと、こういう消耗品とかについては。

議長(増田 清君) 番外。

学校教育課長(名高義彦君) 先週も企画財政課長からございましたが、限られた予算の中で各学校に私どもも予算を配当させていただいているわけでございまして、その中で足りない、買えなかったようなもの、そして学校が欲しがっているというようなものを学校が選んでいただいて購入していただいているというふうに思います。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 質問の趣旨が少し違うんだけれども、要は、つまり消耗品で学校で必要なものは全部基金をおろせるのかという話ですよ。基金というのはそういう性格のものなのかということですよ。だから、教材や何かこういうものについては、要するに地方交付税の中に入っている。需要額でこれだけかかるからと毎年出てきているわけだよ、一般会計として。一般会計で普通は賄っているわけですよ。一般会計で賄うものだったら、基金をつくる必要はないんじゃないかと、話としては毎年出せばいいだけの話だから。だけれども、基金というのはそういう消耗品等に使う性質のものじゃないから、基金として残すんじゃないかということですよ、やや単純化し過ぎているけれども。そこがいいのかということです、本当に消耗品的なものを使っていって。

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) わかります。要するに、伊藤議員のおっしゃっているご質問

の趣旨は、先般の交付税の措置の絡みから始まって、簡単な言い方をすれば、本来市が負担すべき経費については市が負担すべきであると。ほかの特定財源のいわゆる基金を使ってまでやることがいいのかと、一言で言えばそういうことだと思うんですね。それは、確かにおっしゃるとおり、ただ先般私申し上げさせていただいたとおり、下田市の例えば教材費についていえば、それはもう交付税以上に措置されておりますので、それは後々、教育費については交付税以上に措置されておりますので、あとの予算の分配についての使い道については現課でお任せしておりますよという話をさせていただきました。

それはそれとして、今回のいわゆる基金という特定財源を充当することについて、簡単に言うと経常経費を基金で賄っていいのかという話だと思うんですが、これは今回特に、先ほど教育長から答弁させていただいたように、寄附者からのたってのお願いで、たまたま今回については浜崎小学校の図書費と電子オルガンを買ってほしいよという一応指定があったんですよね。そういう指定があったものですから、寄附者の意向に沿って処分をさせていただいたということのようです。それは、今回は特定の希望、指定があったものですから、その意向に沿ってさせていただくということでありまして、そういった意味でのご理解をいただきたい、そういうことでございます。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいた します。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。 ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 6分休憩

午後 2時16分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第47号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) 最初に、基金に2,500万円補正では積むという話になっておりますが、

いただいた資料によれば、18年度に5,000万円、19年度に7,000万円、1億2,000万円積んで、全部で今この補正予算後基金残額は1億4,500万円で正しいのかどうかということを1点お尋ねします。

それから、平成18年度の歳入歳出の差が1億4,955万8,000円、約1億5,000万円の国保会計の黒字になっております。さらに、平成19年度の歳入歳出でいうと1億3,956万円、約1億4,000万円の黒字で繰り越しを出しております。このように、大体1億4,000万円から5,000万円の黒字が国保会計18年、19年出たわけであります。

一方、平成20年度この補正予算によれば、黒字とは言わんですが、ここでは積立金の2,500万円程度の黒になるのかなと、こういうふうな予想できておるんですが、これがまことに不思議な話になっていまして、資料によれば、国保の加入者は平成19年度で世帯数で7,375、被保険者1万3,447が、後期高齢者の発足に伴いまして、世帯数で5,686、被保険者で9,997人になって国保が減ったと。世帯数で22%が減になり、被保険者で25%被保険者数が減ったと、いわゆる国保の加入者が減ったと、こういう実態があるわけであります。

歳入を見ますと、国保税が9億600万円の歳入だと。この国保の歳入、平成19年度が11億 8,700万円で、大まか歳入では24%の減になっているわけですね。これは、被保険者の減と ほぼ一致するということになります。

一方、歳出で保険給付費を見ますと、平成18年度の保険給付の実績が20億9,300万円、約21億円と言ってもいいでしょうね。そして、平成19年度が21億6,800万円、21億円から22億円が保険給付の18年、19年の実績であります。被保険者が24%減って、歳入も24%減ったにもかかわらず、保険給付費が6%増になっておるわけですよ。これまた不思議な話であります。

保険給付費の中で療養給付費、これがどうなっているかといいますと、一般被保険者の療養給付費が18億4,500万円見ておるんです。それに対して、平成18年度の一般交付の実績が11億8,000万円です。19年度が12億1,900万円、実に平成19年度から見ますと51%も増になっている。それだけ保険給付がかかる。これは、幾ら何でもおかしいんじゃないですかね。

この一般療養給付では、平成16年度の値上げのときに、毎月1億円ぐらいの給付が出るよと、こういう議論の中で平成16年度に値上げをして、平成17年度のときには1億円じゃとてもおさまらんと。1億1,000万円から、下手すると1億2,000万円ぐらい月当たりいくんじゃないかというようなことで、平成17年度にも2カ年連続で保険料の値上げをしたわけであります。18年度が11億8,000万円ですから、1億円をちょっと割った。19年度は12億1,900万円

ですから、月当たり1億円をちょっと上回ったよと。こういう実態に対して、18億4,500万円もの一般療養給付が出る。これは、いかにも不自然なので、この一般療養給付費の算定根拠ですね、対前年度でいうと50%も保険給付が増になるという、この算定根拠を教えてください。

議長(増田 清君) 番外。

健康増進課長(藤井恵司君) まず、基金でございますけれども、基金は私のつかんでいるのは1億円と思っていますので、今回2,500万円で1億2,500万円というふうに思っております。

〔「当局からもらった決算、18年度5,000万円、19年度決算見込みが 7,000万円になっているけれども」と呼ぶ者あり〕

健康増進課長(藤井恵司君) ちょっと基金私の思い違いかもしれませんけれども、今私は そういうふうにつかんでおります。

それで、療養給付費の要するに算定の仕方ですか。これは、何年か過去の分で分析していくしかないんですけれども、そういう大体3年見て平均を出して上乗せしていくという......

〔「対前年比でも多いし、後期高齢者ができて被保険者数も二十四、 五%減ったよと。歳入のほうも二十四、五%減らしているんですよ。 それで、保険給付費のほうだけ増になっているが、それは前年度考え たってならないです」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 暫時休憩します。

午後 2時24分休憩

午後 3時 6分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課長(藤井恵司君) 貴重なお時間をちょうだいいたしまして申しわけありませんでした。

伊藤議員さんのご質問ですけれども、療養給付費の部分で19年度から20年度に1億4,000 万円上がっているということで、確かに上がっております。ちょっとうちのほうは全体の6%ほど支出のほうの余裕を見させていただいたということで上がっている状況になってお ります。

以上でございます。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) わかりました。結局のところ、保険給付のほうで1億四、五千万円ほど対前年で余裕を見たよと。後期高齢者のあれを考えると、恐らくもうちょっといくのかな。基金で2,500万円見ているので、1億6,000万円ぐらいはちょっと給付費が多いのかなというような印象を持っているんですが。基金のほうが、20年度の末でいくと2,500万円基金の積み立てができるよということになると、全部で2億6,000万円ぐらいの余裕があるよと。これちょっと多いような気がするんですよね。やっぱり、国保についていえば、県下で一番高いというようなこともあるので、その辺の1億4,000万円ほど給付費を高く見たということについて、どうするかは委員会のほうでしっかり議論をしていただきたいと思います。

終わります。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 国民健康保険税が、退職と合わせまして約2億930万円ですか、減額になっていると思うわけです。これは、その理由は何かということですが、6月のそれぞれの住民税のほうの確定に基づいてあるんだろうと思うんですが、それだけではなくて、制度上の後期高齢者やその他の制度上の問題もあって2億円からのこの減になるのかと。2億円の減額の内容について、少しご説明といいますか、その説明をいただきたいと思います。

それに関連しまして、国保の支出金がそれぞれこれも1億円から減になっていると。これは、医療費に連動するものでありますので、医療費が見込みを少なく見込んだがために、国庫支出金が減になると、こう理解してよろしいかという点が2点目であります。

3点目は、先ほど伊藤議員も質問されていましたけれども、29ページの保険給付費が1億円程度、1億360万円ほど削減をする補正になっているわけでありますが、その削減の理由は何かと。むしろ、高額療養費等は増えて一般療養費諸費が減っていると。内容的には、恐らく高額後期高齢者のほうに移転しているということであるのかどうなのか、そこら辺も分析を説明をいただきたいというぐあいに思います。

1億円からの減をしましても、23億1,000万円からのこの保険給付費の金額になっているわけですので、先ほど6%ほどの増を見たという答弁をいただいておりますが、結果的にやはりここも全体的な国保世帯加入者が約1,700世帯、1,686世帯ですか、減って、約3,450人

の被保険者が減るという実態からいきますと、この療養費が1億円から2億円増えると、19年度との状態と比べますと。それは、ちょっと実態的には見過ぎではないのかと。あるいは、特別な病気というんでしょうか、お医者さんにかかる事態が出てきて余分に見ているのかというようなところの問題であります。

それから、先ほどいただきました国民健康保険の加入状況、4点目ですけれども、世帯数で1,689、それから被保険者数で3,150人の減だと。昨日、後期高齢者のほうで大体後期高齢者の特別徴収の部分が3,000人で普通徴収のほうが1,000人だと。後期高齢者のほうは大体4,000人の方を抱えていますよということで、世帯数は後期高齢者の方は出てこないんでしょうけれども、4,000人のうちの3,450人が国保から後期高齢者へいったんだと。あと、ですから、550人ぐらいが社会保険のほうから回っていったんだと、こういうぐあいに理解してよるしいかということですが、以上4点お尋ねをいたします。

それから、再度、伊藤さんも言っていましたけれども、現在における積立金、基金は幾らあるのか。先ほど1億円と言っていましたけれども、この資料で見ますと5,000万円の7,000万円、18年、19年で決算で積んでいますので......

〔発言する者あり〕

1番(沢登英信君) 1億円でしたっけ。7,000万円、5,000万円しか積んでいなかったと。 〔発言する者あり〕

1番(沢登英信君) 歳出出しているのですか。それを確認させてください。

議長(増田 清君) 番外。

健康増進課長(藤井恵司君) 最初の2億円以上の余裕があるということでございますけれども、細かい数字的なことは委員会でということで、伊藤さんのほうのご提案もありまして、そういうことでございますけれども、6%の余裕を見たということなんですけれども、この分見過ぎではないかということですけれども、全体的に国保は歳出から入るわけです、どうしてもこれだけ必要だということですね。そこから入って、最終的には足らないものを税のほうに振るというシステムになっていると思うんです、そういう国保のシステムですので。

ただ、この基金も今残がはっきりしまして1億円ということで、今年今回積みますので、1億2,500万円という数字になりますけれども、これが多いか、少ないかというのは、非常に私は少ないというふうに感じております。要するに、国保というのは信用問題でありまして、下田市の国保の人が北海道に旅行に行っても、けがして病院に行っても同じ3割でやってくれると。残り7割は必ず来るという保障なんですよね。これが、全国的に日本の全体が

そういうシステムで動いていると。そこのところに、どうしても払えなくなったときにごめんなさいというわけにはいかないと、そういう制度であるということなんですね。ある程度余裕を持たせてほしいということを言いたいんですけれども、ある程度それがないと、せっぱ詰まってきて、流行の病気等が出たときに非常に大きなお金が出てしまうということで、この基金は幾ら持っていたらいいかということもまた議論したいとは思いますけれども、私はまだまだこれでは少し足りないのではないかというふうな気はしております。そういう意味で、この見過ぎであるという余裕の分も、何とかこれがないとやはり安心して1年間の国保の運営ができないということからこういうことになっておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長(増田 清君) 答弁漏れございますか。

〔「国民健康保険税の利用経過の事業費の説明もなく」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 番外。

健康増進課長(藤井恵司君) それは、見込みと現実が違うということであると思いますけれども、制度上のものではないと思います。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第48号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する質疑 を許します。

[発言する者なし]

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第49号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第4号)に対する質疑を許します。 質疑ございますか。

1番。

1番(沢登英信君) 追加の部分の補正予算ですよね、災害関連。時期を得て早急に補正予算を提出してくださったことには、市民からも多くの感謝の声が恐らく上がるんだろうと思いますが、大きく言いまして、この梅雨期がまだ終わっていないと。しかも、続いて雨がま

た降ってきて災害が拡大する可能性もあるんじゃないかというぐあいに思われるわけですけれども、その点、予算の内容に入る前に、当局としてどうお考えかと。早急に対応していただきたいというような観点からお尋ねをしたいと思います。

それから、ここに出されていますのは恐らく公共災害としての認定を受けてというような、国・県の補助金を受けてというようなことも出てこようかと思うんですが、実態はできるだけ早く災害の復旧してほしいと市民の大きな希望があるんだろうと思うんですけれども、このそこら辺の実際に工事に入る対応をできるだけ早くお願いをしたいというぐあいに思うんですが、現状どういうような日程で、いつ頃までに復旧がされるのかというような点についてお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) 今回の補正を追加させていただいた補正の部分の災害の関連については、先般の全員協議会でご説明した内容でございます。要は、6月22日から23日にかけての梅雨前線に伴います集中豪雨の被災の部分でございまして、この間の全協でもご説明したとおり、議員が一番懸念されております早急に対応すべきであるという部分については、公共災害については当然災害査定等の日程によって今後検討されることでございますので、いわゆる単独災害等々でやる部分については先般ご説明したとおり、予備費等で緊急性があるということでの崩土除去とか倒木の除去等は対応をさせていただいたところであります。

今回、具体的に補正予算として計上させていただいた部分については、先ほど来申し上げたとおり、公共災害として対応するというものの中で計上させていただいておりますので、そういう中でもやはりできるだけ早く公共災害といえども災害査定の日程を踏まえた上で対応されたいということで、私ども聞いているところでは、土木の関係、建設課関係の公共災害については、今のところ予定として査定が8月11日から15日の週になるだろうと。それに間に合わせるためのいわゆる設計図書等の書類が7月28日までに提出しなければならないという状況の中で、今回の補正で対応しては間に合わないだろうということで、公共災害であってもとりあえず測量委託等の事前の事務経費については予備費対応で緊急的にやらせていただいて、できるだけ公共災害の日程早く対応していただくように配慮をさせていただく予定でございます。

以上です。

議長(増田 清君) いいですか。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) 手挙げて。

〔発言する者あり〕

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) 申しわけございません。いずれにしましても、そういった意味では、昨日の集中豪雨もあったわけでございます。聞くところによりますと、昨日の段階でも若干被災しているというのは聞いておりますが、幸いにも昨日の段階では大きないわゆる公共災害までいくようなものはないような形での話は伺っております。

いずれにしましても、ちょうど梅雨の時期でございますので、これから議員がご心配のとおり、被災する状態がまた続くのではないかということは懸念されております。そういった意味では、先ほどご説明したとおり、予備費もだんだんと少なくなってきておりまして、すぐに対応できるかという財政的なことも対応しなければなりません。そういうことも踏まえて今後財源的な調整はしていきたいと、このようには考えております。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいた します。

なお、人件費につきましては総務文教委員会に付託をいたします。

議長(増田 清君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、明日7月1日と2日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は7月3日 午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

午後 3時23分散会